

地方税法（軽油引取税の脱税）違反事件の告発について

平成22年2月24日

千葉県総務部税務課

043-223-2126

千葉県ほか2県において、燃料炭化水素油（灯油とホワイトA重油の混和油）を自動車の燃料として販売し、不正に軽油引取税を免れた石油製品販売業者を、本日、千葉中央警察署に告発した。

なお、2月25日(木)に千葉地方検察庁に告発を予定している。

ホワイトA重油は、通常のA重油より色が薄く関西方面で重機用燃料として開発され、[MCF]などの製品名で出荷・流通している。

1 犯則嫌疑者

氏名 甲（52歳）

住居 千葉県千葉市

（住所 千葉県千葉市）

2 事件の概要

犯則嫌疑者は、地方税法に規定する特約業者及び元売業者以外の石油製品販売業者であるが、軽油引取税を免れようと企て、大型貨物自動車の燃料として灯油とホワイトA重油を混和した燃料炭化水素油を販売し、平成18年8月から平成21年2月までの間に、申告納付すべき軽油引取税約5,900万円を免れたものである。

なお、本件は広域事案であったことから、強制調査（県内外22箇所）に当たっては、東京都、茨城県及び埼玉県の協力のもとに実施した。

3 告発の理由

犯則嫌疑者は、県の調査を逃れるため、虚偽の出荷伝票や実体のない法人の名義を使用して、長期間にわたり、燃料炭化水素油を自動車燃料として販売するなど犯行は極めて悪質であり、脱税額も高額である。

よって、納税秩序を回復するため、厳重な処分を求め告発した。

4 罪名及び適用法条

罪名 地方税法（軽油引取税）違反

適用法条 平成21年法律9号による改正前の

- ・ 同法第700条の3第4項（軽油引取税の納税義務者等）
- ・ 同法第700条の14第1項第2号（軽油引取税の申告納付の手續）
- ・ 同法700条の28第2項（軽油引取税に係る脱税に関する罪）